平成２２年（フ）第２１６号
静岡県伊東市川奈1255番地の１　長門洞住宅Ｂ棟112号
債務者　山下　周里
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
静岡県田方郡函南町仁田716番地の３
債務者　小澤　洋一
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
静岡県田方郡函南町仁田716番地の３
債務者　小澤　伴美
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
静岡県三島市藤代町６番地の１　市営藤代住宅Ａ―106
債務者　寺岡　幸広
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４５号
岩手県奥州市水沢区西町２番22号
債務者　高橋　幸郎
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第４６号
岩手県奥州市水沢区西町２番22号
債務者　高橋　幸子
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第４９号
岩手県奥州市水沢区真城字雷神121番地３
債務者　今野　俊郎
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第２５４号
埼玉県戸田市大字新曽46番地の４　プラム202号室、旧住所埼玉県戸田市南町11番20―805号
債務者　小林　正和
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５９８号
さいたま市北区土呂町２丁目６番地８　飯沼ビル201
債務者　奥田　靖彦
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６５２号
埼玉県戸田市川岸３丁目５番15―108号
債務者　鈴木　大輔
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６７７号
埼玉県朝霞市三原２丁目３番26号
債務者　瀬川　咲男
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６８４号
さいたま市南区文蔵２丁目12番４―106号、旧住所さいたま市南区辻１丁目４番19号　社会保険南浦和共同宿舎203号
債務者　樋口　純子
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６９１号
さいたま市桜区田島５丁目22番16号　ヨシオカ第２ビル101、旧住所さいたま市桜区道場３丁目16番３号　Ｔ・Ｉハイツ102
債務者　伊藤　眞一
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７２７号
埼玉県鴻巣市本町７丁目５番22―101号　本町コーポ、旧住所埼玉県鴻巣市糠田1470番地の１
債務者　岡崎　正幸
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７３３号
さいたま市南区文蔵２丁目８番18号　七福荘201、住民票上の住所さいたま市浦和区針ヶ谷２丁目９番13号　グリーンゲーブル102
債務者　向山　喜一
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７３４号
さいたま市浦和区大東２丁目２番33号　大東荘１号室、旧住所さいたま市浦和区木崎２丁目24番８―305号
債務者　岡本　勇雄
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７５２号
埼玉県戸田市大字上戸田106番地　戸田グリーンマンション403号室
債務者　藤原　　愛
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係